



工事請負契約書

(1) 工事名称			
(2) 添付書類	仕様書	(No. _____)	
	見積書	(No. _____)	
(3) 工事内容	施工場所		
	仕様	添付仕様書のとおり	
(4) 工期	着工日	年 月 日	
	完成日	年 月 日	<small>完成日とは、予定された全工程が終了する日をいいます。</small>
(5) 引渡日			
(6) 工事価格(税抜き)		円	
(7) 消費税額 及び地方消費税額		円	
(8) 請負代金の額((6)+(7))		円	
(9) お支払 期日 及び お支払 方法	契約時		円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
(10) 特約事項			

注文者(以下「甲」といいます。)と請負者(以下「乙」といいます。)とは、表記及び以下の約款に基づき
工事請負契約を締結します。

年 月 日

住所
甲 氏名



住所
乙 氏名



工事請負契約書約款

第1条(総則)

甲は、乙に対し、表記工事内容の工事（以下単に「工事」といいます。）を発注し、乙はこれを請け負います。

第2条(請負代金及び支払方法等)

甲は、乙に対し、表記の請負代金を表記のお支払期日及びお支払方法のとおり支払います。

第3条(施工場所及び工事用地の確保)

甲は、表記の施工場所及びその他この契約において施工上必要な土地（進入路も含みます。以下「工事用地」といいます。）があるときは、当該土地を着工日までに確保し、乙の使用に供するものとします。

- ② 前項の施工場所及び工事用地が借地又は共有地であるとき等は、甲は乙に対し、着工までに当該土地の使用権原を示す書面又はその写しを提出するものとします。
- ③ 第1項の施工場所に、第三者の抵当権（根抵当権）、買戻権、地上権、賃借権その他の権利が設定されているときは、甲は、着工までに当該権利を消滅させるものとします。

第4条(契約上の地位の移転)

甲及び乙は、この契約上の地位を移転し、又はこの契約により生じる自己の権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできません。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

第5条(工事の変更)

甲及び乙は、工期又は工事の内容を変更するときは、その変更の内容及び請負代金等について、甲乙協議のうえ書面によってこれを定めるものとします。なお、甲の都合による変更により乙が損害を被った場合、乙は甲に対し、その補償を求めることができます。

- ② 前項の請負代金の変更をするときは、工事の減少部分については見積書により、増加部分については、変更時の時価により定めるものとします。
- ③ 甲及び乙は、契約期間内に予期できない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金が明らかに適当でないと思われるときは、相手方に対し、請負代金の変更を求めることができるものとします。

第6条(工期の延長)

乙は、工事に支障を及ぼす天災、天候の不良その他乙の責に帰すことのできない事由によって工期内に工事を完成することができないときは、甲に遅滞なくその理由を付して工期を延長することができます。

第7条(一般の損害)

引渡しまでに工事の既成部分、工事材料その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とします。

- ② 前項の損害のうち次の各号のいずれかにより生じたものは、甲が負担するものとし、乙は必要に応じて工期を延長することができます。
 1. 甲の都合又は甲の責に帰すべき事由によって着工日までに着工できなかったとき又は甲が工事を繰延べ若しくは中止させたとき。
 2. 前金払い又は部分払いが遅れたため、乙が着工せず又は中止をしたとき。
 3. 天災その他の甲乙いずれの責にも帰すことのできない不可抗力によって生じた甲の支給部材に対する損害。
 4. 甲の都合又は甲の責に帰すべき事由により引渡しが遅延しているとき。
 5. その他甲の責に帰すべき事由によるとき。
- ③ 引渡し後に生じた第1項の損害は甲が負担するものとします。

第8条(第三者の損害)

施工のために第三者に損害が生じたときは、乙がその賠償の責を負います。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲がその賠償の責を負います。

第9条(第三者との紛議)

工事に関し第三者との間に紛議が生じたときは、甲乙協力して次の各号に従いその解決にあたるものとします。

1. 震動、騒音等施工を原因として生じた紛議は、乙がその解決にあたり、甲乙協議のうえ必要な措置をとります。
2. 日照妨害、眺望侵害等敷地の土地利用形態を原因として生じた紛議は、甲がその解決にあたり、乙は、甲と協議のうえ必要と認めるときは、第7条第2項による措置をとります。

第10条(検査、請負代金の支払及び引渡し)

乙が工事を完成したときは、乙は、その引渡しに先立って、甲の検査を求め、甲は、すみやかにこれに応じて、乙の立会いのもとに検査を行うものとします。

- ② 検査の結果、工事に契約内容と適合しない部分（種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しない状態をいいます。以下、同じ）があったときは、乙は、すみやかにこれを補修します。ただし、その不適合の程度が軽微であるときは、乙は、引渡し後においてこれを補修することができます。
- ③ 本条の検査を終了し、甲が乙に請負代金の支払を完了したときは、乙は、甲に工事の目的物の引渡しを行います。

第11条(履行遅滞・違約金)

乙が工期内に工事を完成できないときは、甲は、表記の完成日の翌日を起算日とする遅延日数に応じて、工事価格に対し年10%の割合で計算した額の違約金を請求することができます。ただし、その遅延が乙の責によらないものである場合（第5条の変更があったとき、第6条及び第7条第2項各号の事由によるものを含む。）は、この限りではありません。

- ② 甲が約定に従い請負代金の支払をしないときは、乙は、遅延日数に応じて、未払代金額に対し年8%の割合で計算した額の違約金を請求することができます。
- ③ 前項の場合にあっては、乙は、工事の目的物の引渡しを拒むことができ、このために要する管理費用等は、甲が負担するものとします。

第12条(契約不適合責任)

乙は、工事につき、現実の引渡しの日から2年間、契約内容と適合しない部分につき、民法に定める担保責任を負います。ただし、付帯設備及び付属施設のうち製造者保証のあるものは、当該保証によります。

第13条(甲による解除)

甲の都合又は甲の責に帰すべき事由により、この契約が解除されたときは、乙は甲に対し、乙に生じた損害額を請求できるものとします。

第14条(乙による中止、解除)

次の各号のいずれかに該当する場合で、乙が甲に対し、書面をもって相当の期間を定めて催告をしてもなおこれが解消されないときは、乙はこの工事を中止し、又は契約を解除することができます。

1. 甲が請負代金の支払を遅延したとき。
 2. 甲が第3条に定める義務を履行せず、乙が施工できないとき。
 3. 甲が正当な理由なく、この契約の履行に向けた協力を提供せず、これによりこの契約に定める義務の履行が著しく困難となったとき。
- ② 前項の場合、前条の定めに従うものとします。

第15条(甲が複数の場合)

甲が2名以上の共同にて契約者となる場合、この契約に基づく請負代金その他の金銭の支払については全員が連帯して債務を負います。

- ② 前項の場合、甲乙協議のうえ、甲の代表者を1名選任することができるものとし、これにより乙は、この契約に基づく請求、通知、引渡し等は当該代表者に対して行えば足りるものとします。なお、契約の変更、解除については代表者のみで行うことはできず、甲全員の同意を要するものとします。

第16条(収入印紙等の費用)

この契約書に貼付する印紙代は、甲乙折半して負担するものとし、甲が乙から提示を求められた書類（融資証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書等）の取得費用は甲が負担するものとします。

第17条(個人情報の取扱い)

甲は、この契約が、乙の総合的な監督のもと、多数の事業者の関与により履行され、甲の個人情報の一部が、これら事業者によってこの契約の履行に必要な範囲に限り利用されることを異議なく承諾するものとします。

- ② 乙は、前項の事業者による甲の個人情報の利用について、甲に対し責任を負います。

第18条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、現在及び将来において、次の各号のとおり相違ないことを相手方に対し表明・保証します。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団関係企業の役職員、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」といいます。）でないこと。
 2. 自らの役員又は実質的に経営を支配するものが反社会的勢力ではないこと。
 3. 反社会的勢力を、従業員又はこれに準ずるものとして業務に従事させていないこと。
 4. 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他の違法行為を行わないこと。
 5. 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営を支配するものが反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行わないこと。
- ② 甲は、乙から反社会的勢力と甲との関係の有無に関する調査報告を求められた場合、合理的な範囲のものである限り、これに応じるものとします。
- ③ 乙は、甲が前二項に違反したと認められるときは、この契約を解除することができ、この場合、第13条の定めに従うものとします。
- ④ 甲は、乙が本条第1項に違反したと認められるときは、この契約を解除することができ、この場合、乙に対しこれにより被った損害の賠償を請求することができます。

第19条(紛争の解決)

この契約について紛争が生じたときは、甲若しくは乙の住所地又は建築地のいずれかを管轄する裁判所を第一審裁判所とします。

- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙が合意するときは、当事者双方又は一方から相手方の承認する第三者を選んで、これに紛争の解決を依頼するか、建設業法による建設工事紛争審査会のあつせん若しくは調停によってその解決を図ることができます。

第20条(附 則)

この契約に定めていない事項については、甲乙協議のうえこれを定めるものとします。

以上